

青森県報

第四千四百二十九号

平成三十年

三月二十六日

(月曜日)

目次

規則

○青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則……………(消防保安課) ……一
○青森県主要農作物種子法施行細則を廃止する規則……………(農産園芸課) ……一

訓令

○青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令……………(産業立地推進課) ……二

告示

○クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………(保健衛生課) ……二
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……三
○身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……四
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……四
○道路の供用の開始……………(道路課) ……五
○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……五
○右 同……………(同) ……五
○右 同……………(同) ……六
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定……………(建築住宅課) ……六

規則

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

青森県消防学校教育訓練規則(昭和三十五年五月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「(入寮)」に改め、同条第二項を削る。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(実費の納付)

第十六条 学生は、教材費、食費及び雑費について、実費を納付しなければならない。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

青森県主要農作物種子法施行細則(昭和二十七年八月青森県規則第八十七号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程（昭和四十六年十二月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議設置規程

第一条中「工業等の」を「産業の」に、「青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議」を「青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議」に改める。

第二条中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「に規定する農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画」を「第四条第一項に規定する基本計画」に、「工業等の」を「産業の」に改める。

第三条第一項中「、および」を「及び」に改め、同条第二項中「、財政課長、税務課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百三十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定による

クリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 研修及び講習の名称

1 研修

(一) 平成三十年度青森県クリーニング師研修（第一型）

(二) 平成三十年度青森県クリーニング師研修（第二型）（通信制）

2 講習

(一) 平成三十年度青森県クリーニング所業務従事者講習（第一型）

(二) 平成三十年度青森県クリーニング所業務従事者講習（第二型）（通信制）

三 開催日時及び場所（第一型）

1 研修

日 時

平成三十年七月一日（日）

午前十時から午後五時まで

（うち廃棄物の処理及び清掃に関する

法律（昭和四十五年法律第三百十七

号）に基づく特別管理産業廃棄物管理

責任者の資格を得るための講習（以下

「特別管理産業廃棄物管理責任者資格

取得講習」という。）の科目は、午前

十時から正午まで）

場 所

八戸市根城八丁目八の一五五

八戸市総合福祉会館

平成三十年七月八日（日）

むつ市本町二丁目七

四 受講対象者

1 研修

(一) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師(第一型)

日 時	場 所
平成三十年七月一日(日) 午後一時から午後五時まで	八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館
平成三十年七月八日(日) 午後一時から午後五時まで	むつ市本町二丁目七 はねやホテル
平成三十年七月二十二日(日) 午後一時から午後五時まで	上北郡東北町字乙供五八 青森原燃テクノロジセンター
平成三十年七月二十九日(日) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

2 講習

平成三十年七月二十九日(日) 午前十時から午後五時まで (うち特別管理産業廃棄物管理責任者 資格取得講習の科目は、午前十時から 正午まで)	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり
平成三十年七月二十二日(日) 午前十時から午後五時まで (うち特別管理産業廃棄物管理責任者 資格取得講習の科目は、午前十時から 正午まで)	上北郡東北町字乙供五八 青森原燃テクノロジセンター
午前十時から午後五時まで (うち特別管理産業廃棄物管理責任者 資格取得講習の科目は、午前十時から 正午まで)	はねやホテル

(二) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち第一型研修を都合により受講できない者(第二型(通信制))

2 講習

(一) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者(第一型)
(二) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者のうち第一型研修を都合により受講できない者(第二型(通信制))

5 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料

- (一) 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まない場合)
- (二) 八千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合)
- (三) 三千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみの場合)

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
特定非営利活動法人あーると	居宅介護	びいたヘルパーステーション	平成三〇・三・三
五所川原市金木町朝日町八五の四	障害福祉サービスの種類	五所川原市若葉三丁目四の三	

育・福祉事務組合	株式会社エコー	株式会社エコー	社会福祉法人拓心会	社会福祉法人拓心会	社会福祉法人拓心会	特定非営利活動法人夢の里	特定非営利活動法人あーるど	特定非営利活動法人あーるど	特定非営利活動法人あーるど	特定非営利活動法人あーるど
上北郡七戸町字蛇坂五五の八	十和田市東一番町六の五一	十和田市東一番町六の五一	五所川原市水野の三	五所川原市水野の三	五所川原市水野の三	青森市浪打一丁目二の九	五所川原市金木町朝日町八五の四	五所川原市金木町朝日町八五の四	五所川原市金木町朝日町八五の四	五所川原市金木町朝日町八五の四
生活介護	重度訪問介護	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	居宅介護	就労移行支援	生活介護	共同生活援助	就労継続支援B型	行動援護
公立からまつ寮	JA十和田ホームヘルプセンター「さずな」	JA十和田ホームヘルプセンター「さずな」	訪問介護ステーション「つばさ」	訪問介護ステーション「つばさ」	訪問介護ステーション「つばさ」	障害者就労移行支援事業「下北」	えいぷりる	グループホーム「たはたらびー」	はたらびー	びーたヘルション
上北郡七戸町字作田道五二の二	十和田市大字三本木字一本木沢一十九のサ一住宅付高齢者住宅「さずな」内	十和田市大字三本木字一本木沢一十九のサ一住宅付高齢者住宅「さずな」内	五所川原市松島町六丁目四九	五所川原市松島町六丁目四九	五所川原市松島町六丁目四九	むつ市小川町二丁目三の三三	五所川原市金木町朝日町八五の四	五所川原市若葉三丁目四の三〇	五所川原市若葉三丁目四の三〇	五所川原市若葉三丁目四の三〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

育・福祉事務組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	施設入所支援	公立からまつ寮	上北郡七戸町字作田道五二の二	〃
育・福祉事務組合	上北郡七戸町字蛇坂五五の八	短期入所	公立からまつ寮	上北郡七戸町字作田道五二の二	〃

青森県告示第百三十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	玉井 佳子
勤務する病院等	弘前大学医学部附属病院
所在地	弘前市大字本町五三
診療科名	血液内科（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）
指定期日	平成三〇・四・一

青森県告示第百二十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三村 申 吾

名称	指定障害児通所支援事業者
主たる事務所の所在地	〃
障害児通所支援の種類	障害児通所支援
名称	障害児通所支援事業を行う事業所
所在地	〃
指定期日	〃

株式会社ワイ・エス・インポート	青森市佃二丁目四の三一	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	青森市佃二丁目四の二九 二階	平成三〇・四・一
株式会社ワイ・エス・インポート	青森市佃二丁目四の三一	児童発達支援	放課後等デイサービス	青森市佃二丁目四の二九 二階	平成三〇・四・一

青森県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年四月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道戸来十和田線	十和田市大字滝沢字道ノ上五の一から十和田市大字滝沢字下モ平八九の一まで	平成三〇・三・二六

青森県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、黒石都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

黒石市

二 都市計画事業の種類

黒石都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和五十五年八月二日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年三月二十八日青森県告示第二百四十七号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十四年三月二十八日青森県告示第二百四十七号）の事業地のうち、大字北田中字田中、字村ヨリ西及び字堀合、大字黒石字十三森、大字袋井町字川原田、大字境松字坂本及び字川原田、大字東野添字長坂道北及び字竹田、大字中川字富田及び字花岡、大字浅瀬石字稲田、字松田、字扇田、字龍ノ口及び字山辺、大字高賀野字高田並びに大字牡丹平字出石田北、字出石田及び字出石田派を削り、同事業地のうち、大字下目内沢字小屋敷添、富田、田中、大字北田中字村後北、末広、大字黒石字建石及び字砂森、西ヶ丘、松原、あけぼの町、竹田町、青山、八甲、境松一丁目、黒石、袋井三丁目、袋井二丁目、大字後大工町、角田、大字牡丹平字福民西、字福民北及び字福民出石田間、柵ノ木一丁目、柵ノ木二丁目、長崎二丁目、追子野木三丁目、追子野木二丁目、大字追子野木字長谷川、大字中川字篠村並びに大字浅瀬石字村元、字村上、字桜田及び字清川地内において事業地を変更する。

青森県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

藤崎町

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成二十七年三月二十三日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業の認可(平成二十七年三月二十三日青森県告示第百八十七号)の事業地に変更なし。

青森県告示第百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、板柳都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

板柳町

二 都市計画事業の種類

板柳都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成二十二年十一月一日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十三年十一月十六日青森県告示第百八十九号)の事業地に、大字小幡字宮本、大字掛落林字宮本、字前田及び字鶴ヶ

池、大字石野字大柳、字宮本及び字田毎並びに大字赤田字品吉を加え、同事業地のうち、大字灰沼字玉川、大字赤田字松下及び字桂、大字三千石字五十嵐、字宮内及び字二潟並びに大字深味字西西田及び字東西田地内において事業地を変更する。

青森県告示第百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により公示する。

平成三十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所	業 務 区 域	指 定 日 期
株式会社建築住宅センター	青森市本町四丁目五の五	青森県全域	平成 三〇・三・八

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------